

愛知教育大学附属高等学校いじめ防止基本方針

① いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、集団内の一定の人間関係を背景に特定の生徒を攻撃する人権侵害の行為であり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。これにより、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、本校教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、被害による苦しみを一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たらなければならない。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安全・安心に生活できる場であることが大切である。生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるクラスづくり・学年づくり・学校づくりに取り組むこととする。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して多様な他者と交わり、人間的に成長できる取組の充実をも図る。

② いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

ア 「いじめ・不登校対策委員会」について

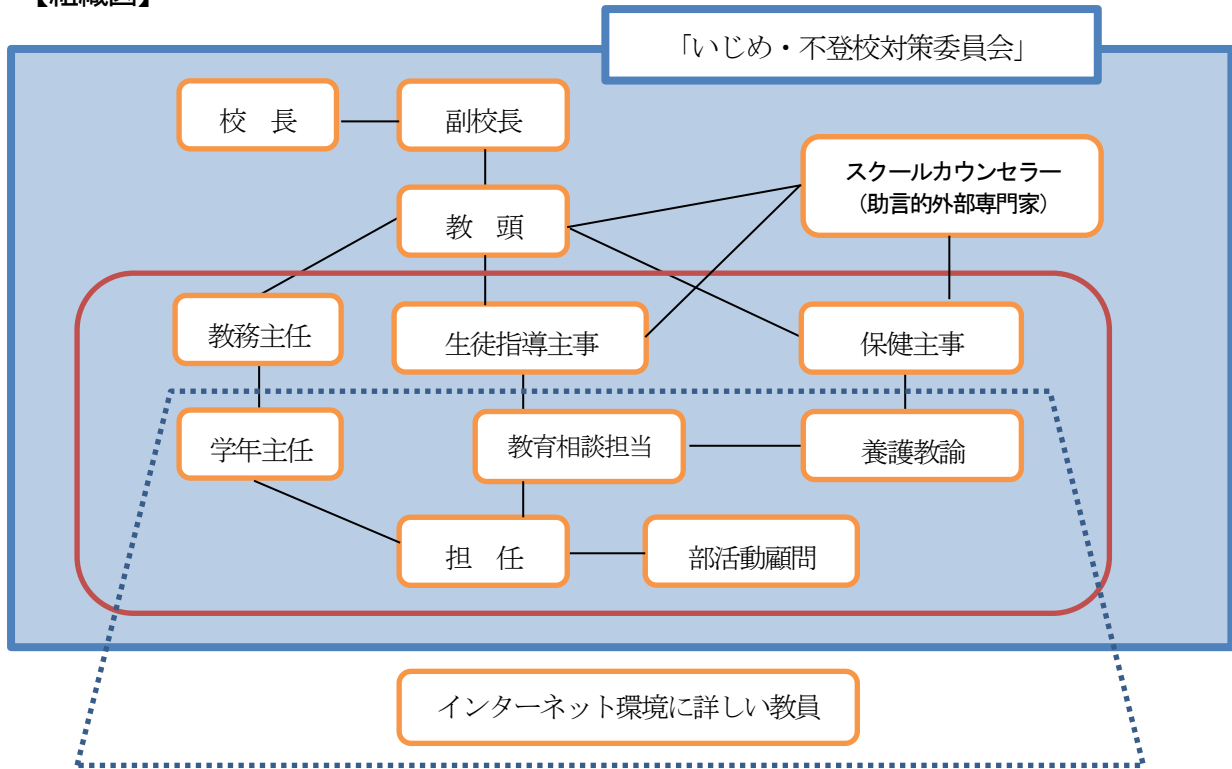
(ア) 委員会のメンバー



校長、副校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、学年主任、養護教諭、該当担任、該当部活動顧問、スクールカウンセラー（助言的専門家）

(イ) 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネット環境に詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

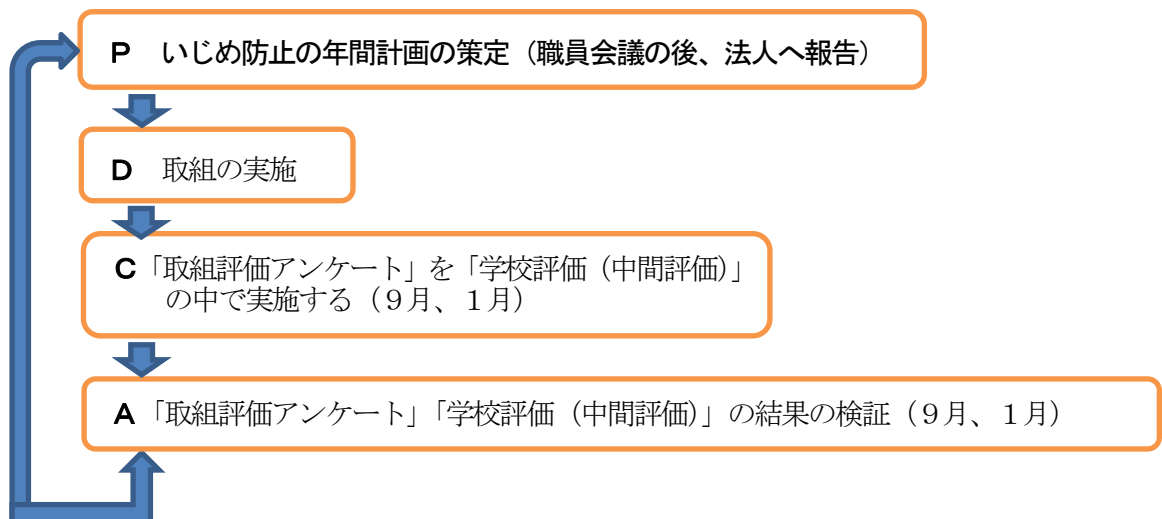
【組織図】



※ 、等は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて非常勤外部専門家と連携をとる。また、「いじめに対する措置」としては生徒指導委員会と、また「定期的な情報交換の場」として学年主任会とも並行する。

イ「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

(7) 取組の検証（PDCAサイクル）



※全体の検証および次年度への改善策の一環として、当該年度の活動状況を年度末の学校評議委員会（2月）にて報告する。

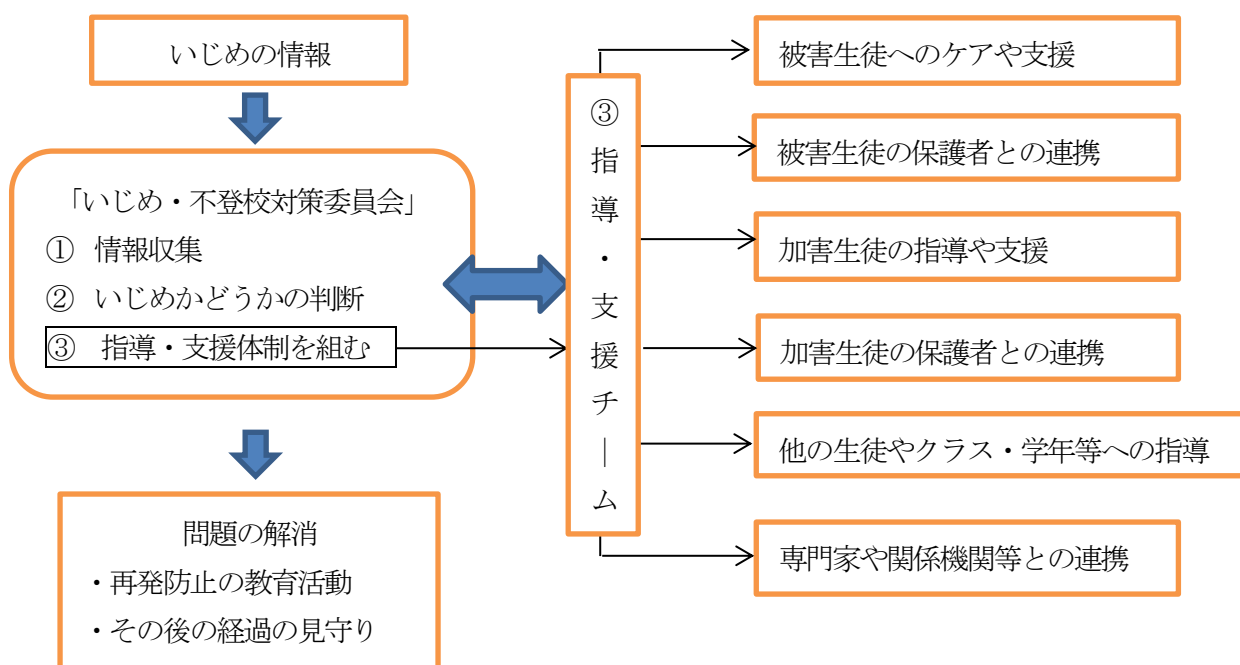
(イ) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、併せて「いじめ防止の年間計画」を決定する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告し、共通理解を図る。
- ・生徒指導担当者を法人が行う「いじめ防止対策リーダー研修」に参加させる。
- ・現職研修で、年1回以上「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディ等校内研修を実施する。

(ウ) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」については、学校要覧及び学校のホームページに掲載する。また、「自己評価」「学校関係者評価」の結果についても、学校要覧に掲載する。

(エ) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



(オ) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに国立大学法人愛知教育大学に報告し、設置者である法人が調査の主体となり、事案に応じて法人が選定する適切な外部の専門家（弁護士）を加え、文部科学省「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

③ いじめの防止等に関する具体的な取組について

ア いじめの未然防止の取組

(ア) 設置者である国立大学法人愛知教育大学および本校对策委員会に基づく外部専

門家（スクールカウンセラー・弁護士等）の助言の下、現職研修等を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

- (イ) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。
- (ウ) 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- (エ) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ いじめの早期発見の取組

- (ア) 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- (イ) いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- (ウ) 定期的な「いじめ・嫌がらせアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめ発見の通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- (イ) 学校は、被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (ウ) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (エ) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (オ) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (カ) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

【表1】いじめ防止等の具体的な取組によるまとめ

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○学校行事や部活動、ボランティア活動など体験活動の充実【生徒指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」等を活用した取組の実施(年3回)【教務部・学年会】</p> <p>○授業改善の成果として高校教育シンポジウムの場にて公開授業を設定(11月)【教務部・研究部・教科会】</p> <p>○「いじめ・嫌がらせアンケート調査(年3回)の実施【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(年3回・4月、9月、1月)【各学年会】</p> <p>○附高健康調査の実施【保健部】</p> <p>○人権週間での取組(人権講話等)【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育→4・7・9・1・3月に講話【生徒指導部・教科会】</p>	<p>○保護者・地域への公開授業の実施 年1回(11月)</p> <p>○保護者・地域への学校行事公開 (6・9・2月)</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開 (6・9・11・2月)</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施 (毎月第4土曜日) 地域資源回収等</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめ・嫌がらせアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○教育相談活動の周知(「相談だより」の発行…毎月1回)【生徒指導部・保健部】</p> <p>○「いじめ・嫌がらせアンケート調査(年3回)の実施【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(年3回・4月、9月、1月)【各学年会】</p> <p>○三者面談の実施(年2回・7月、12月)【各学年会・校務部】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(②のイ(エ)「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照)【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p> <p>○生徒指導委員会にて加害生徒に対する指導措置および周囲の生徒に対するケアを審議【「生徒指導委員会」・生徒指導部】</p>	
点検・検証・見直し		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施(9月、1月)→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)及び「自己評価」(2月)を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会(2月実施)で「自己評価」の評価を行う。</p>

【表2】いじめ防止等の具体的な取組（年間計画）

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○附高健康調査の実施【全学年】 ⑩ ○クレペリン検査の実施【1、2学年】 ⑩ ○教育相談活動(スクールカウンセラー)の周知【全学年】 ⑩⑩ ○個人面談の実施【全学年】 ⑩⑩ ○人間関係づくり【全学年】 ⑩			○ボランティア活動(毎月第4土曜日)地域資源回収等
5月	○情報モラル講話【1学年】 ⑩⑩ ○L T「道徳教育」の実施【全学年】 ⑩⑩⑩	○「いじめ・嫌がらせアンケート」の実施【全学年】 ⑩⑩	○現職研修①(講話)	
6月	○公開行事「体育祭」の実施【全学年】 ⑩⑩⑩			○PTA生活委員会の実施 ○学校行事公開(体育祭)
7月	○情報モラル講話【全学年】 ⑩			○三者面談の実施【校務部】
8月				
9月	○情報モラル講話【全学年】 ⑩ ○個人面談の実施【全学年】 ⑩⑩ ○公開行事「文化祭」の実施【全学年】 ⑩⑩⑩	○「いじめ・嫌がらせアンケート」の実施【全学年】 ⑩⑩	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 ○中間評価→検証	○学校行事公開(文化祭)
10月			○現職研修②(ケーススタディ)	
11月	○公開授業の実施【全学年】 ⑩ ⑩研究部			○公開授業(各教科)
12月	○人権講話【全学年】 ⑩			○三者面談の実施【校務部】
1月	○個人面談の実施【全学年】 ⑩⑩	○「いじめ・嫌がらせアンケート」の実施【全学年】 ⑩⑩	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	
2月	○公開行事「3年生を送る会」の実施【全学年】 ⑩⑩⑩		○自己評価	○学校行事公開(3年生を送る会)
3月	○情報モラル講話【1、2学年】 ⑩ ○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】 ⑩		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

⑩…教務部 ⑩…生徒指導部 ⑩…保健部 ⑩…進路指導部 ⑩…学年会 ⑩…教科会